

瀬戸市防災会議条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第25号

瀬戸市防災会議条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市防災会議条例の一部改正)

第1条 瀬戸市防災会議条例(昭和38年瀬戸市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p><u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p><u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p><u>前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2から4まで &lt;省略&gt;</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p><u>市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうち</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、<u>次の各号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p><u>市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p><u>前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2から4まで &lt;省略&gt;</p> <p>5 委員は、<u>次の各号</u>に掲げる者をもって充てる。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p>

<u>から市長が任命する者</u> <u>— 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者</u> <u>— &lt;省略&gt;</u>	<u>— &lt;省略&gt;</u>
<u>6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u>	
<u>7 委員は、再任されることができる。</u>	

( 瀬戸市災害対策本部条例の一部改正 )

第 2 条 瀬戸市災害対策本部条例 ( 昭和 3 8 年瀬戸市条例第 6 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
( 趣旨 ) 第 1 条 この条例は、災害対策基本法 ( 昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号 ) <u>第 2 3 条の 2 第 8 項</u> の規定に基づき、瀬戸市災害対策本部 ( 以下「本部」という。 ) の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。	( 趣旨 ) 第 1 条 この条例は、災害対策基本法 ( 昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号 ) <u>第 2 3 条第 7 項</u> の規定に基づき、瀬戸市災害対策本部 ( 以下「本部」という。 ) の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。